平成２３年（フ）第４２０号
愛媛県松山市泉町12番地16
債務者　岡宗真由美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１号
愛媛県松山市久万ノ台1004番地３　グリーンハイム芳居Ｂ棟201号
債務者　小谷　利恵
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３４号
愛媛県松山市朝生田町３丁目８番２号　有料老人ホーム朝生田の杜
債務者　大西　昌廣
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
福岡県大牟田市西宮浦町４番地１ブルーハイツ102号
債務者　須崎　　彩（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県直方市大字赤地440番地
債務者　中村　壽恵
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県大川市大字榎津444番地
債務者　古賀　敏和
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
北九州市小倉南区高野３丁目５番８号
債務者　名田　一夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３０号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原95番地１
債務者　碇　　孝世
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
佐賀県鳥栖市古野町221番地20　羽根アパート１－２－２
債務者　角田　英則
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
宮崎市大字島之内9213番地173
債務者　横山　　綾
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９６号
岩手県花巻市山の神232番地３　メゾンパープルヒルＢ202号、前住所岩手県花巻市湯本第６地割155番地
債務者　藤原　孔司
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１０６号
岩手県北上市村崎野14地割441番地13　市営高屋沢住宅33号、前住所岩手県北上市和賀町後藤１地割271番地４
債務者　小原　貴士
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７５５号
兵庫県西宮市泉町７番16号
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2151番地
債務者　鎌田はる代
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３８号
大分県杵築市大字片野827番地１
債務者　大西みよ子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
大分県杵築市大字杵築665番地576　エスポアールＢ棟101号室
債務者　前田　英敏
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
大分県国東市武蔵町内田54番地９カーサ内田101号、前住所大分県中津市大字是則302番地10
債務者　松田　義高
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係